

## 現代民主政と多層的「公共圏」

——政党民主政論の再構築にむけて——

本 秀 紀

### 一 問題の所在

憲法学は伝統的に、「公」と「私」を区分し、憲法を国家（公権力）と個人（私人）との間を規律する法ととらえたうえで、その法現象を分析対象としてきた。その意味で、講学上の体系が「人権保障」と「統治機構」という二大分野に区分されているのは偶然ではなく、憲法学における「公」とは、すなわち公権力<sup>(1)</sup>国家（または地方公共団体）のことであった。

ところが近年、国家の領域には属さず、さりとして純然たる私的存在として放置しておくには不適切なほど公的意思形成に影響力を及ぼす諸アクターを、「公共的なもの」として憲法秩序の中に位置づける試みが登場してきた。諸アクターのうちの典型的なものは政党とマスメディアであるが、近時の「非国家的公共」への注目に大きなインパクトを与えたのは、民主政過程を活性化せしめるものとして期待を集めるNPOなどの自発的な市民的連携である<sup>(2)</sup>。あるいはまた、それらの諸アクターが活動する場を「公共的な空間」として位置づける「市民的公共圏」論も、

憲法学の問題圏域に包含されつつある。<sup>(3)</sup>

森英樹教授は、本号巻末の「業績一覽」が示す通り、膨大かつ多様な分野に関する研究業績を上げてこられたが、とりわけ一九九〇年代以降の著作には、「公共の憲法学 (Verfassungstheorie von der Öffentlichkeit)」とも呼ぶような一連の作品群が存在する。具体的には、「公共性」論<sup>(4)</sup>、「憲法と政党」論および「市民的公共圏」論<sup>(5)</sup>であるが、これらはいずれも、非国家的にして「公共」的な価値・制度・主体・場を憲法秩序の中に定位せしめようとするものであり、世紀転換期を迎えた学界の理論動向を牽引してきたといつてよい。本稿ではこれらのうち、政党論と「市民的公共圏」論に学びながら、政党民主政論を再構築するための手がかりを探ってみたい。<sup>(6)</sup>

本稿の問題意識を明確にするために、森の理論の特徴をあえて簡潔にまとめれば、「国民主権」の発現形態である政党の私的・部分的性格を強調しつつ、「公的性格」を有するとされる場面ごとに、その「公」性を腑分けし、政党の多面的な性格を明らかにしたことがある。具体的には、政党の「社会的な公的性格」と「制度的な公的性格」とを区分した上で、後者について選定過程と統治過程、さらにその後者につき政権党と反対党とに分別し、各々の「公」性の違いに注意を促した。<sup>(9)</sup>そして、政党もそのアクターの一つとして活動する「自発的・自律的結社が動態的に織り成す市民的公共圏」という場の構造分析へと研究を進めた。森自身の言葉を借りてこれを要言すれば、「国家でもなければ『私』的領域でもなく、私的領域から出て国家という『公』権力をも動態的に構成する『公共』圏の場で政党の理論的定位をはかる筋道」ということになろう。<sup>(10)</sup>

これらの立論は、従来、「半ば私的、半ば公的」<sup>(11)</sup>とされてきた政党の「公的性格」論を精緻化し、さらにそれを「非国家的公共」に位置づけるといふ新機軸を打ち出すことで、憲法学界に大きなインパクトを与えた。「政党の『公的性格』の点のみならず、政党の一般的憲法理論の点でも、今日の憲法学の到達点を示している」と評される

所以である。

とはいえ、森の議論を、非国家的な「公共圏」という場の設定と、政党の「公的性格」の分類論としてだけ評価すると、その理論的意義を見誤ることになる。重要なのは、森がなぜ、九〇年代以降こうした分野に精力的に取り組むようになったかであり、そこにこそ、森理論の意義を正當に評価する鍵が潜んでいる。そこで、統治分野に関わる森の理論的「変遷」を簡単に振り返ってみることにしたい。そこから自ずと、本稿が果たすべき課題も見えてくるはずである。

## 二 森憲法学における民主政理論の変容？

森は八〇年代までに、民主政をテーマとする論稿をいくつか発表しているが、その中でも、森の問題意識と理論枠組みを最もよく表している作品は、「現代日本の立法機関とその作用」(一九七六年公刊)<sup>(9)</sup>である。マルクス主義法学の立場から、「国会が、日本の民主的変革にとっていかなる役割を果たしているか、また将来果たしうるか、を法的側面から解明」したこの論文は、マルクス主義の創始者たちが、機能不全に陥っている「ブルジョア議会」を「議会ふうの機関」(マルクス)または「おしゃべり場所」(レーニン)と批判しつつ、国家の民主的変革のために、それを「同時に執行し立法する行動的機関」へと転化することを展望していた点に注目する。そこから、日本国憲法の規範構造を、単なる「おしゃべり場所」ではない一定の「行動的機関」性をもつ国会という理念構成が可能なものとして、そうした理念と実態との著しい乖離を具体的に分析している。その上で、実態を理念の方向に変革する「展望」について、「国会の憲法理念を実現する要因は、不断に国民の意思と国会とを連結する」とも

に、この官僚制をコントロールし、必要に応じて凌駕するだけの諸能力をもった議員の政治集団に政党の存在にかかっていると見てよい。この政党は、国民生活のすみずみにまで根をはり、国民の意思を不断に吸収するとともに、それを政策・立法にまで高める能力をもち、同時に統治機構を現実には作動させている行政・官僚制を、抑制し監督するだけの調査審議能力をもたねばならない<sup>(17)</sup>と指摘している。

このとき森の念頭に、七〇年代における「革新」勢力の躍進と「保守伯仲」の国会状況、それによる国会運営の変化（「審議拒否 vs. 強行採決」から「審議内容重視」へ）が置かれていたことは、疑いがなく、森が注目した「国会の機能を真に担いうる能力をもった政党の進出と、それによってもたらされつつある新しい胎動<sup>(18)</sup>」は、その後森自身も、その「視線の……甘さを反省<sup>(19)</sup>」したように、周知の通り八〇年代以降「再転換」を迎えることとなるが、ここで確認しておくべきなのは、森の問題意識と理論枠組みに関わる次の諸点である。

① 第一に、「国会を真に国民代表機関・国権の最高機関とする」ために、「国民の意思が国会に不断に反映」され、かつ、国会が国家機関の中で（とりわけ「行政権との関係で」）最高性（または「優位性」）を獲得しなければならぬことが前提とされている<sup>(20)</sup>。② 第二に、そのためには、国民の意思と国会とが「連結」される必要がある<sup>(21)</sup>、したがって「国民意思」と国会（＝国家意思）とを一致せしめる担い手＝変革主体が重視されている。③ そして第三に、「ブルジョア法」の下では、憲法理念の実現がありえないこと（虚構性）を冷徹に認識しつつ、憲法理念の実現を担う主体の形成と運動の発展によって「虚構」を超え出でる可能性（「構造変革」を通じた理念の実現）が視野に収められている<sup>(22)</sup>。

森理論の究極のエッセンスは、このように変革主体形成をも組み込んだ法理論構築とダイナミックな理論的パースペクティブにあるのであって、この点は、筆者の見るところ、今日に至るまで変わっていない。したがって、本

稿冒頭で瞥見した政党論も、単なる「公的性格」の分類論ではなく、あくまでも（非和解的に分立せしめられてい）る）国民の意思と国会とを「連結」する担い手たる政党の性格分析であり、それゆえ、「国民」主権の発現形態」としての政党は、「私的」なままであることが『公的』性格のレーゾン・デートルとなる」のであって、そうした「政党の政党たるゆえん」を「侵害するがごときは、規制はもとより援助・助長の形態においても許されない」と把握するところにポイントがある。<sup>23)</sup>

だから、森の民主政論に「変遷」があるとすれば、それは理論枠組みの変更ではなく——「国家」機構から「社会」圏域への——力点の変化と言うべきだが、ここで重要なのは、そうした「変遷」が何故に生じたか、である。ありていにいえば、七〇年代には、いわゆる「国民主権」論争の背景ともなった時代状況の下で、国民意思と国会との「連結」を通じて、「権力の民主化」による「民衆の支配」が実現する理論的・現実的展望が見えていた。<sup>24)</sup>ところが、八〇年代以降、「国民主権」を真に実現するために不可欠なはずの「連結」が機能しなくなった。こうした状況の下では、憲法学の射程を（国家）権力機構に限定するのではなく、国家機構を憲法理念に即して作動させる駆動因としての主体を「公共的なもの」として位置づけるとともに、「連結」を可能とする主体形成の場（「公共圏」）の構造を分析することが必要となった、と推論することができよう。森は九〇年代の論稿で、「公共性」論議の高まりの背景事情に関わって、「公共性」に関心を寄せる論者は、「公権力が投げ捨てつつある『公共性』の旗を非支配層のイニシアティブでいかに再建するか、また、その再建を通していかに『真の統治主体』を形成するかを問う」と指摘しているが、これは、森自身の「公共の憲法学」へのコミットメントの動因を表してもいよう。同様に、憲法学における「公共的なもの」への関心が、『自立した個人』による『社会』の形成の歴史的・構造的な不在に対する危機感とその克服策に向かっている<sup>25)</sup>という分析や、「事態は、ここで『共同』なり『公共』の世界を妥当に構

築しなければ、とりわけ日本では、右の「資本主義のライバルなき」「暴走」のままに『極限』につきすすむという、ぬきさしならない時点にある」という現状把握も、「公共性」論・「公共圏」論を展開し始めた森自身の「ぬきさしならない」「危機感」を表しているともみてよい。

本稿は、森の理論枠組み（右①～③）を継承した上で、近時の「変遷」における目的のつけどころも、基本的に妥当なものとして共有する。筆者なりの問題意識をつけくわえて敷衍すれば、民主政過程において多元的「私」から統一的「公」をつくり出す筋道を、あくまでも——非和解的に分立せしめられている——「国民の意思」から離れることなく、さりとして——「国民の決定」や「一枚岩の利害」の握制を通じて「少数者支配」を「民意による統治」と言いくるめるがごとき——イデオロギーに墮することのないよう、非国家的「公共」をも射程に入れた民主政過程全体の中で構想する、ということになる。紙幅の限定された本稿では、中でも、非国家的「公共圏」を民主政理論に組み込む含意と、それが政党民主政（論）に与えるインパクトに焦点を当ててみたい。

### 三 民主政理論における「公共圏」論のインパクト

二で推論したように、森の近時の問題意識は、いかにして「真の統治主体」＝民主的変革の担い手を形成するか、に注がれている。特定の歴史観に立つ森の理論枠組みからすれば、「担い手たる勤労人民の政治的成熟」、すなわち「即自的 (an sich)」「階級から「対自的 (für sich)」「それへの転換を通じて「真の統治主体」が立ち現れるという展望が下敷きになっていることは、想像に難くない。七〇年代に「ようやく」、その「徴候」と「始動」が見られたにもかかわらず、その後の現実には、「政治的成熟」どころか、「国民」を「真の統治主体」から遠ざける方向で——制度

的にも、国民意識の面でも——推移している。これを、いわば反転させるために、主体形成の場として注目されたのが「市民的公共圏」である。

そうであるなら、まずは、なぜ「真の統治主体」の形成と、それを通じての国民意思と国家との「連結」が「展望」通りにいかなかったのか、明らかにされなくてはならないだろう。端的に言って、日本の現実がまだその「段階」または「水準」ではなかった、というだけの話なのか、それとも、従来の民主政理論に対する反省的契機がそこに含まれているのか。このことは、主体形成の場としての「市民的公共圏」の性格と民主政理論における位置づけを明確にする上でも重要な点である。筆者はその要因について、先進諸国に共通する事象と日本に固有の問題の両面を考察しなければならないと考えているが、その際に鍵となるのは、現代資本主義の構造変容と国家・社会・民主政との関連如何である。

### (一) 「資本主義の強制力」による民主政の歪み

「市民的公共圏」や新しい(非国家的・脱経済的)「市民社会(Zivilgesellschaft)」が注目を集めるようになった背景として、いわゆる「新しい社会運動」の展開があり、人びとの関心が「所有(having)」から「存在(being)」へとシフトしたことが指摘されている。<sup>64)</sup>「ポスト産業社会」においては、社会的・政治的コンフリクトが「分配問題」ではなく「生活様式の文法」をめぐって争われるとされ、<sup>65)</sup> そうであれば、階級的・階層的利害が「国民の意思」として政治的回路に政党民主政を通じて国家意思に「連結」されるという想定は、もはや成り立たないことになる。しかしながら、現象として、社会的・政治的コンフリクトが「所有/分配問題」を軸に生じているように見え

ないとしても、国民の間の非和協的利害対立という客観的状況が存在する限り、コンフリクトの根としての「所有／分配問題」が解消されたわけではない。むしろ問題は、「格差社会」と呼ばれるような状況下においてすら、格差を生み出している構造と人びとの意識（主観）とが結びつかないのはなぜか、という点にある。もとよりここで、これについて詳論することはできないが、筆者としては、「搾取と階級を仮面で隠す資本主義の類い稀な能力」に注目したい。とりわけ、資本主義が、概ね七〇年代以降、産業資本主義から情報・サービス・金融資本主義への構造変容を経験し、さらに八〇年代以降には、グローバル化の加速度的進展を経ていることが重要であろう。その結果、一方で、社会の「断片化」ないし「多元化」が進行し、客観的な階級状況は、「多様な文化的・人種的・国民的・性的・社会的分裂と差異化によって」、または「文化的関係や政治的關係、たとえば消費産業やメディア産業の影響、あるいは政治システムの構造によっておおい隠されて」おり、他方で、「世界市場に規定された『物的強制』(Sachzwang)」によって、多国籍資本に有利な立地点(Standort)を確保するために、政策選択の余地が端から狭化するとともに、あらゆる社会関係が「市場化」ないし「商品化」されている。こうして、グローバル資本主義に基礎をおく「われわれの公私の生活のすみずみにまで達している支配的な強制構造」のために、国民個々の客観的利害は意識化されず、ましてや集団的アイデンティティ→意思形成へと「連結」されることもなく、むしろ下層に属する人びとこそが、社会経済的不平等を産み出す政治支配を「支持」という逆説的現象が生じている。

以上の要因分析から、民主政論に関わる重要な帰結が導き出される。以下、節を改めて、順に検討してみたい。



## (二) 民主政の「複合型モデル」

まず第一に、選挙を通じて表明された「国民の意思」に基づいて国政を行うのが民主主義だとする考え方は、修正を迫られることになる。民主政の制度的・形式的手続としては、特定の選挙制度を通じて国会内における各政党の議席分布という形に変換された選挙結果を、ひとまず「民意」と受け止め、これを軸に国政が運営されることを承認するとしても、<sup>(43)</sup> 実質的には、右のごとき「資本主義の強制力」によって、国民の多くが「主体的意思」を表明できなくされている以上、選挙で得られた「意思」表明の民主的正統性は、そのかぎり、相対化されざるをえない。グローバル化と新自由主義化が進む今日ではなおのこと、分断された「従属者」の「意思」を留保なく国民意思形成の前提とすることは、逆に「民主政の歪み」を生み出すことにもなりえよう。

また同時に、国民の間に分立する利害が政党システムを通じて国政に反映するという「利害反映民主主義」も、再検討を迫られることになる。「利害反映民主主義」が「民主主義」の名に値したのは、国民の間に分立する利害に一定のまとまりが——階層的にも、したがって内容的にも——存在することを前提に、それを「代表」する政党がそれぞれに当該利害を国家意思形成に「連結」することを通じて、民意を国政に反映するという現実的基盤があったからである。先進資本主義諸国においては、国ごとの特殊性はあれ、そうした階級妥協的な民主政が機能し(典型的には、保守党と労働党が対峙したイギリス)、それなりの安定性を保持した時期があった。しかし、(一)で述べた資本主義の構造変容にともない、政党民主政をストレートに介した「国民利害統合」国家意思形成」は、前提を失って機能不全に陥ることとなる。各政党の掲げる政策パッケージの相違が、国民の間にある意見分布の多様な分岐線と合致しなくなった結果、政党への議席配分という形で表れる「民意」と、個別政策への国民の支持との間

に構造的にずれが生じてしまうのである。<sup>(44)</sup>

それでは、選挙時の「民意」の反映や「利害反映民主主義」は、もはやまったく意味を失ったかというところではない。国政が国家機関の決定によって運営される以上、それをより民主主義的なものとするために、選挙という国民が直接参与できる機会を民意反映のプロセスとして最大限生かすとともに、選挙で支持された政策に「国民代表」を「拘束」することは、民意の実質的反映を確保する基本線として、なおも重要である。<sup>(45)</sup> また、民主政における「利害反映」も、——国民の間の意見対立の深層に非和解的利害対立がある以上——それが十全に行われれば、民主主義を実現する基礎となりうる。問題は、すでに述べたような、それらが十全に機能することを妨げる要因が存在するところにあるのだから、こうした「制度的民主主義」を補完する非制度的プロセスを民主政理論に組み込むことが必要になる。

筆者は、そうした民主政の制度的プロセスと非制度的プロセスを組み合わせた民主政論を「複合型モデル」と呼んでいるが、その概要を再論すれば、以下の通りである。まず、基本となるのは、制度化された公式の意思決定過程である。この過程が民主主義的であるためには、選挙公約と議席分布を媒介とする「民意の反映」がひとまず必要となる。くわえて、一方で、「国民代表」機関たる国会が文字通り「国権の最高機関」として、一定の「行動的機関」性をともないつつ国政運営を主導するとともに、他方で、「制度的民主主義」は、選挙公約に集約される政策の選択肢が「民意」を基礎としたものとなるよう、「非制度的公共圏」における熟議を通じた意思形成に支えられていなければならない（森の言う「連結」の十全化<sup>(47)</sup>）。

さらに、このようにしてもなお、これまでに述べた理由により、「制度的民主主義」は、民意の反映を貫徹することができない。したがって、民主政の制度的プロセスは、「非制度的公共圏」における熟議を通じた「公論」(öffentl-

liche Meinung)」形成によって、個々の争点ごとに、常に再審され統御されなければならないことになる。

### (三) 「市民的公共圏」の性格と機能

(一) で見た要因の第二の帰結として、「市民的」という言葉の含意が問題となる。「市民的公共圏」や「市民社会 (Zivilgesellschaft)」に注目する日本の議論には、「国家」でも「市場 (経済)」(従来型「市民社会 (bürgerliche Gesellschaft)」) でもない「第三の領域」として「公共空間」を設定し、そこで活動する「自発的結社」に、民主主義活性化の期待をかけるという立論が少なくない。そこで言う「市民」には、「非国家的」のみならず、「脱経済的」で「自律的」というニュアンスが含意されているが、(一) で考察したように、「物的強制」を社会のすみずみにまで浸透させるグローバル資本主義下において、そのような「空間」または「領域」が実体として存在し、そこでのアクターたる「市民」が「資本主義の強制力」から独立して「自律的」にコミュニケートしようと考えるのは、非現実的な想定である。「市民社会」ないし「市民的公共圏」は、現代資本主義国家においては、「指導と同意とを通じた支配の制度的表現」<sup>(51)</sup>にほかならないのであって、「資本主義の構造的不平等が日常生活をどのように構成しているかを考慮することなく、市民社会を民主主義的活動の場として理論化することは……もはや不可能である」<sup>(52)</sup>。現今の「市民社会崇拜」は、「市民社会のさまざまな強制を隠蔽し、国家の抑圧それ自身が市民社会の搾取的・強制的諸関係に根ざしている事情を曖昧にして」<sup>(53)</sup>しまうおそれがある。したがって、「市民的公共圏」や「市民社会」における「公論」形成の過程から、「経済的なもの」を剥ぎ取るのではなく、これらの「場」とそのアクターが「資本主義の強制力」に(否応なく)さらされていることを、ひとまずは認識することが肝要である。

他方で、「非制度的公共圏」は、「資本主義の強制力」が一方的に貫徹する場ではなく、「およそ民主主義的過程と解放的運動がまずもって発生しうる領域」でもあり、「その意味で、『市民社会的な』構造を形づくることは、実際に、ブルジョアの・資本主義的諸関係の下での民主主義の中心点であり、最重要ポイントである」<sup>64)</sup>。

「非制度的公共圏」(または「市民社会」)のこうした両価併存性(Ambivalenz)を認識し、それを、「資本主義の強制力」にさらされつつ諸力がせめぎ合う場ととらえてこそ、民主的変革の担い手と対抗的ヘゲモニーを形成する理論的端緒が得られるように思われる。それでは、「国民」が「真の統治主体」からますます疎外されつつある現況を「反転」させることは、いかにして可能となるのだろうか。

#### 四 多層的な「対抗的公共圏」の構想

この問いに答えるためには、三(二)で略述した民主政の「複合型モデル」の重要部分を成す「非制度的公共圏」の具体的ありようが、三(一)で試みた要因分析をふまえた上で、明らかにされなければならない。その際には、「複合型モデル」のヒントを提供した<sup>65)</sup>J・ハーバーマスの「政治的公共圏」論を参照することが有益であろう。

##### (一) ハーバーマスの「政治的公共圏」論

ハーバーマスは、周知のように、時とともに「公共圏」論の内容と位置づけを大きく変えてきたが、現在における概要は、以下の通りである。まず前提的な理論枠組みとして、「システム(国家行政システム+経済システム)」

と「生活世界(私的領域+公共圏)」の二つの行為領域から成る社会という「二段階の構想」がある。「資本主義的に自立した経済システムと官僚制的に自立した支配システムの『止揚(Aufhebung)』」はもはや否定され、「公共圏」論の課題は、「システム」が発する「生活世界の植民地化」命令の干渉に対し、「自律的公共圏」における合理的討議(Diskurs)によって、これを民主主義的に食い止めることとされる。<sup>65)</sup>

ハーバーマスの言う「政治的公共圏」とは、「市民社会という基礎(zivildienstliche Basis)を通じて生活世界に根をもつコミュニケーション的構造」または「意見についてのコミュニケーションのためのネットワーク」であって、「社会全体に感応するセンサーを備えた警報システム」としての役割を果たすとともに、「諸問題を……説得力がありかつ十分に影響力をもつよう主題化し、論議の対象として提示し、議会複合体によって取り上げられ処理されるよう、脚色しなければならぬ」ものでもある。<sup>66)</sup>「公共圏」の基礎となる「今日の市民社会(Privilegsgesellschaft)」は、自由主義的伝統にいう「市民社会(Bürgerliche Gesellschaft)」すなわち「労働・資本・財の市場を通じて制御される経済を含むものではもはやなく、「その制度的核心をなすのは、自由意思にもとづく非国家的・非経済的な結合(Zusammenschluß)およびアンシエーション(Assoziation)である」。そして、それらの「多かれ少なかれ自発的に生まれた団体・組織・運動は、社会の問題状況をめぐって私的生活領域のなかに見出される共感を取り上げ、凝縮し、増幅して政治的公共圏へと送り込む」とともに、それを通じて、「公共圏のコミュニケーション構造を生活世界の社会的構成要素に錨止する」<sup>67)</sup>、という。ここでは、「生活世界」を構成する諸概念が、「私的領域」における「共感」を出発点として、それを「市民社会」の自生的アンシエーションが増幅し、「システム」と「生活世界」を「仲立ちする媒介的構造」<sup>68)</sup>としての「政治的公共圏」へと送り込む、<sup>69)</sup>というかたちで連結・整序されている。

こうして、「私的領域」を震源地とし「市民社会」と「公共圏」を通じて「システム」へと至る（通路）が（さしあたり）確保されたとして、問題は、この（通路）を通過する言説が、何をもって、また何ゆえに「自立したシステム」を統御しうる「公論」と呼べるのか、である。「私的領域」に由来するというだけでは、「私的に表明された個人的意見」の単なる「集積物」を「公論」と見なすことはできないし、ましてや、「システム」を統御する正統性などもちうるはずがないからである。この「私」から「公」への媒介の論理について、ハーバーマスが注目するのは、「公論」の内容が「公的」かどうかという実体的判断ではなく、「公論」が形成される形式・手続・態様である。すでに見たように、公共圏においては、さまざまな「情報と根拠が、集約された意見へと加工される」が、「そのように束ねられた意見を公論へと変化させるのは、それが成立する態様であり、そうした意見を『支持する』広範な同意である」。すなわち、「公論の構造化にとつては、共通に遵守されるコミュニケーション実践の規則がより大きな重要性をもつ」のであつて、「主題と発言への同意は、提案、情報および根拠が多かれ少なかれ合理的に処理されるような、いづれにせよ十分に尽くされた論争の結果としてはじめて、形成される」。したがって、「公共的コミュニケーションの正否は、……適格な公論の成立という形式的基準によつて測られる」ことになる。ここでは、「公論」形成の過程において「コミュニケーションの力 (kommunikative Macht)」以外（たとえば生の利害圧力）を排除した「理想的発話状況 (ideale Sprechsituation)」が想定されており、そうした「状況」の下で熟議 (Deliberation) を重ねることによつて「合意」が形成され、だからこそ「公論」は、「システム」内の意思形成を自己に従わせる正統性をもちうると考えられている。

もう一点、以上の枠組みの帰結として確認しておくべきなのは、「公共圏」ないし「市民社会」の「自己限定」ということである。すなわち、ハーバーマスにあつては、「機能システムや高度に組織化された他領域の、固有性をも

つ作動様式を無傷のままにしておかなければならない」ため、「自由主義的な公共圏 (liberale Offenheit) における行為者が獲得しうるのは、影響力だけであって、政治的権力(そのもの)ではなく、「市民社会は、直接的には自分自身だけを変形させることができるにすぎず、間接的に、法治国家的に組織された政治システムの自己変形に影響を及ぼすことができる」、とされている。

## (二) ハーバーマスの理論の問題点

こうしたハーバーマスの「公共圏」論に対して、上述した三の考察をふまえるならば、以下のような相互に関連する問題点を指摘することができる。

まず第一に、「理想的発話状況」の非現実性が挙げられる。ハーバーマスの枠組みでは、立場の対等性と言説による説得性の上に依拠した「理想的発話状況」が、「公論」による「システム」統御の前提条件となるが、三(一)で見たとように、「市場に強く浸透されている市民社会において、より良い議論が行き渡ると期待できる理由はない」。

ハーバーマスは、「政治的市民権が、討議による意見形成・意思形成の正統化の源泉を獲得することができるのは、市民がそのコミュニケーション的自由をもつばら自己の利害の追求のための主観的行為自由のように使用するのはなく、『公共的理性使用』という目的のためにコミュニケーション的自由として使用する場合のみである」と述べる。しかしながら、「資本主義の強制力」の下で、すべての「市民」の「意思」が「私的利益」に規定されざるをえない以上、コミュニケーションにおける「公共的／普遍的」構えは、討議のための条件または遵守すべきルールとしてではなく、自己の言説をより説得的なものとするために標榜せざるをえない、各アクターの実態的選択と

して位置づけるべきであろう。それゆえ、「公共圏」における熟議は、「私的利害」に彩られた言説をも排除すべきではない。くわえて、現実の発話者は、熟議の際に動員しうる「資源」（知力、財力、表現力など）において対等とは到底言えず、そのように「社会的不平等が存続しているところでは、公共圏における熟議過程は、支配的集団に有利に、従属的集団に不利に作用する傾向をもっている」。したがって、「資源」において不平等な行為者を「対等」と擬制するがごときは、現に存在する民主政過程の歪みを隠蔽する機能を果たすことにもなる。

ではなぜハーバーマスは、一見して「非現実的」に思われる前提を設定することになったのだろうか。これは、「公共圏」における熟議により「合意」に到達するという——これまた非現実的な——想定に関連している。そこで第二に、「合意」の不可能性と抑圧性が問題となる。

上記のごとく「理想的発話状況」が不可能体であれば、「合意」到達の前提が崩れるため、論理必然的に「合意」形成も不可能とならざるをえないが、そうした筋道をたどらなくとも、本稿は、国民の間に非和解的な利害対立が存在し、それが意識されると否とにかかわらず、多かれ少なかれ「国民の意思」を規定するとの認識をもつがゆえに、「公共圏」における「合意」形成という「公論」イメージに与することはできない。たしかに、ハーバーマスが自己の「公共圏」論をコミュニケーション理論的に転回していく際に注目した「新しい社会運動」は、「合理的」判断による「善／悪」の区別が比較的明瞭なため「合意」形成がイメージしやすい論題（環境保護、脱原発、反核平和、フェミニズム等々）を扱っていたが、これとてもせいぜい、相対的に広範で強力な支持を得られる意見形成が可能となりうるというにとどまり、——深層の「私的利害」に起因する——異論が存在するかぎり真の合意形成とはいいがたく、いわば程度問題にすぎない。くわえて、現代資本主義国家の民主政における諸論題には、各アクターが抱える「私的利害」がよりストレートに絡むもの（たとえば「新自由主義的諸改革」への賛否）も少なくないの



であつて、討議の条件が整えば予定調和的に「合意」に到達すると、一般的に想定することは不可能である。むしろ、異論の存在を無視して「合意」形成が可能であるかのように説くことは、「合意」の名によつて抑圧や排除を生み出し、それを正当化することにならう。

各アクターが——場合によつては「公共的／普遍的」言説を駆使しつつも——「私利私害」を抱えたまままで熟議過程に参加せざるをえない以上、すでに三(三)で示唆したように、「非制度的公共圏」は、「合意」形成の場としてではなく、「私利私害」に規定された諸力がせめぎ合う空間、すなわち「ヘゲモニーを巡る闘争の場」として位置づけられなければならない。ハーバーマスは近時、多くの批判を意識してか、公共圏における「闘争(Kampf)」や「意見の」影響力をめぐる格闘(Ringen)に言及しているが、これらは「コミュニケーション的理性」に従つた「論争」の範囲を越えておらず、いずれにせよ、合理的討議を経て公衆の「合意」や「納得」に回収される(べき)ものとして位置づけられている。しかしながら、そもそも、ハーバーマスがその「構造変動」を描いた「市民的公共圏」とても、その興隆期には、「絶対主義と伝統的権威に対する闘い」のみならず、「従属的階級の行為が、『市民(citizenry)』の意味と範囲を再定義しようとする脅威を突きつけた」のに対し、「必要に迫られて、民衆を封じ込めるといふ問題に取り組んだ」のであり、その「構造変動」も、「市民」と「民衆」との歴史的抗争の中で生じた事象であつた。人類社会の歴史と現実とは、非和解的対抗とヘゲモニー闘争のダイナミズムという視角からとらえられる必要がある、「ハーバーマスは、公共圏(public sphere)が常に闘争(conflict)によつて構成されていた【／＼】ことを十分に認識していない」と思われる。

(非和解的)「闘争」を(予定調和的)「論争」に回収しないためには、熟議の場を多元的に確保する必要がある。そこで第三に、公共圏の「単一性」が問題となる。ハーバーマスの枠組みでは、「理想的発話状況」における発話者

の対等性が前提とされているため、多様な意見が存在しているとしても、一つの公共圏で「論争」し合えばよいということになる。むしろ、「合意」に基づく「公論」形成こそが、システム統御の正統性を基礎づけているのだから、公共圏が単一であるのは当然の帰結ともいえる。

これに対して、多くの論者が、そうした単一的把握のもっている一面性・抑圧性を批判して、公共圏の多元的な構成を主張している。たとえば、三島憲一は、「公共圏は一枚岩ではなく、「始めから複数のアーリーナがせめぎ合い、たえず対抗公共圏を数多く宿したかたちでそのダイナミズムが展開するところである」と述べているし、齋藤純一は、ハーバースが公共圏を「抗争の契機をはらむ異質な公共圏からなる多義的な空間」としてとらえていないことを批判している。また、N・フレイザーは、「ブルジョア的な公共性 (Bourgeois public)」が出現した当時から、「労働者階級の公共性」など「数多くの競合する対抗的な公共性」がつねに存在し、かつ、両者の間に「つねに闘争が絶えなかった」ことを指摘しつつ、「サバルタン(従属者)の対抗的公共性 (subaltern counterpublics)」という概念を提唱しているし、M・ゲグナーも、「ハーバースが初期産業(社会)時代における歴史の変遷を、過度に一面的に解釈して」おり、「労働運動という対抗的公共圏 (Gegenöffentlichkeit) の成立にほとんど注意を払っていない」と批判しつつ、「抵抗する公共圏 (widerständige Öffentlichkeit)」が「市民的／ブルジョアの公共圏 (bürgerliche Öffentlichkeit)」によつて周辺化され、または無視され」ていることを問題視している。

ある時期以降のハーバースは、こうした批判を意識してか、「公共圏」を複数形で用いたり、最近では「対抗的公共圏」という語も使っているが、これらは、(包括的)公共圏の構造を維持・再生産するための「防護壁」という程度の意味づけしか与えられておらず、いずれにしても、「普遍的で単一な公共圏が複数の諸公共圏を包摂するという記述方法」になつている。「合意」に基づく「公論」形成こそが、システム統御の正統性を基礎づけるという

ハーバーマスの枠組みからすれば、普遍的・包括的な(いわば)「ザ・公共圏」が諸々の「サブ公共圏」を統合する(しなければならぬ!)のは、前述のとおり当然である。

したがって問題は、「多元性」や「対抗的」の含意である。右に例示した、ハーバーマスを批判して「対抗的公共圏」を主張する論者の立論からもうかがえるように、少なくとも、「多元性」とは、ただ単に並列的な複数の公共圏が存在するというのではなく、支配的な公共圏と従属的な公共圏(複数)とが競合し合っている様を含意し、したがって、「対抗的」という語も、熟議を通じて「支配的公共圏」に統合されきってしまわない——非和解的なものをも含む——「対抗」を示唆していよう。

以上、ハーバーマスの公共圏論の問題点を指摘してきたが、とはいえ、ハーバーマスが「理想的発話状況」による「合意」形成をめざし、したがってまた普遍的・包括的な「ザ・公共圏」を想定するには——すでに見たようなハーバーマスなりの——理由があるのであって、現実態を規準に「非現実的」または「抑圧的」と批判するだけでは不十分である。右の批判が、ハーバーマスの枠組みの諸前提を掘り崩すものである以上、三(二)で述べた「民主政の複合型モデル」を追究し、「公論」による「制度的民主主義」の統御を構想するのであれば、以下の難問に答えなければならない。

### (三) 「非制度的公共圏」における「公論」形成の意義

まずもって問題になるのは、統御の正統性である。右のハーバーマス批判では、「理想的発話状況」における「合意」の成立を否定し、「非制度的公共圏」を闘争の場として位置づけるとともに、熟議の際の「公共的」理由づけは

必ずしも必要ではなく、各アクターが、多かれ少なかれ「私利私害」と結びついた言説で闘議を交わすことを承認した。そうになると、見ようによっては、公共圏は、相異なる利害当事者が言いたいことを言い合う「私利私害」の飛び交う場となり、あれこれのいろいろな意見があるといった星雲状態に対して、なぜ——少なくとも形式的には民主的正統性を保持した——「制度的民主主義」が感応しなければならぬかが問題となる。さしあたりは、三(一)での考察により、「制度的民主主義は歪んでいるから」と答えることは可能だが、それだけでは、何らかの「補正」が必要とまでは言えても、いかなる「補正」であればよいのかを基礎づけることはできない。つまり、どのような「公論」形成であれば「制度的民主主義」を統御するに値するか、という問いに答えなければならぬのである。これは、「制度的民主主義」を統御するべき「公論」とはいかなる意味で「公」なのか、という問いに連なる。一方で、「私利私害」の民主政過程への「反映」を積極的に容認し、他方で、「私利私害」の単なる「集積」が直ちに「公」になるわけではないとすると、「公論」なるものの性格理解が不可欠となる。

筆者の前提からすれば、すでに述べたように、「公共圏」における熟議を経た合意に基づく普遍的・一枚岩の公論は想定されえない。さまざまなアクターによる闘争は、——資本主義社会の性格が根底的に変化しなかり——どこまでいっても合意には至らず、つねに異論を、したがってまた支配的意見と従属的意見との分裂を含み込んだままである。とはいえ、だからといって、筆者の考える「公共圏」は、ただ単に「私利私害」のぶつかり合いによる闘争が行われるだけ、というわけでもない。それでは事実の描写に過ぎず、歴史と現況の正確な認識自体は必要不可欠としても、それだけで、現状変革のための規範的要請が導かれるわけではない。

「国民の自己統治」という民主政理解<sup>88)</sup>を森から継承した本稿は、「制度的民主主義」が、その前提条件を満たしていないことを重視した。すべての「国民」が自らの主体的意思を表明し、それが民主的に集約・反映されてはじめ

て、「国民主権」ないし「民主政」の名にふさわしいと考える筆者の立場からは、意思表示から集約・反映に至る全構成員参加のプロセスを、実質的に確保することが肝要となる。仮に、そうした前提条件が完全に満たされれば、それが「公共的・普遍的価値」に基づいていなくても、ありうべき民主政の実現であり、否むしろ——ア・プリーオリに確定された「公共的価値」が最初から存在するわけではなく——そうしたプロセスによって決定されたものこそが、「公共的なもの」として「民主的支配」を正統づけうることになる。ただし、多少先取りしていえば、三(一)で見た理由により、前提条件を完全に満たすのが困難である以上、「民主政の規範理論」は、一方で、あるべき姿と現実との乖離を批判しつつ、他方で、前提条件の充足度を高めることにより、現実の民主政の質的向上を追究するものになる。それでは、その前提条件とはいったい何か。

#### (四) 「非制度的公共圏」の機能条件

まずは、すべての人が「公共圏」に参入できなければならない。つまり、「公共圏」は、すべての人に「開かれて」(offen)いなければならない。これは、参政権や(国家からの自由)としての消極的表現の自由の保障といった形式的ことがらにとどまらず、実質的な参入保障、参入障壁の除去と熟議の際の平等条件確保を要求する理念である。すでに指摘したように、現実の「すべての人」の間には、熟議の「資源」において大きな格差が存在しており、このことは、公共圏に参入するためのハードルを高くしていたり、参入できたとしても、各人の闘争条件に重大な相違をもたらしたりしている。

そこで、いくつかの処方箋が必要となる。一つは、経済的格差をはじめとする社会的な不平等の除去である。ハ

バーマス理論を批判的に検討するフレイザーが指摘するように、「対話者が同等な人間として熟議のできる公共圏を保持するためには、社会的不平等を括弧に入れるだけでは十分でなく、「参加の同等性のための必要条件」として、「体系的な社会的不平等が取り除かれること」が考慮されなければならない。このことは一方で、社会権や実質的平等を——個人的権利<sup>(9)</sup>、「私権」としてだけでなく——民主政実現のために必要な（公共的な）ものとして基礎づけることをも可能にし、他方で、民主政過程における経済的な格差の是正を要求する。後者については、たとえば、規制のかたちで政治資金規制が、「助成」のかたちで政党への国庫補助が論題となりうるが、いずれの場合も、規制・「助成」対象の「自由」と民主政過程の発展条件をふまえつつ、慎重な検討がなされなければならない。<sup>(9)</sup>

「公共圏」における熟議に際して存在する圧倒的な「情報」量の格差も、熟議過程への参画条件に差異を生ぜしめる以上、是正される必要がある。これは、憲法上の個人権として把握される「知る権利」とは異なり、「民間」が保有する情報も対象となるし、熟議のために必要な情報をゆきわたらせるための（民間メディアを含む）インフラ整備をも要求する理念的基礎となる。<sup>(9)</sup>

くわえて、本節で検討している公共圏の多元的構成も、「公共圏」への参画格差の是正に資するであろう。三（一）で見た今日の状況を前提とすれば、民主政における従属的主体が、いきなり「支配的公共圏」に対等な資格で参画するのは困難であり、むしろさまざまな理由から、高いハードルを前にして、それを飛び越えない「選択」を「自発的」にしている（させられている）というのが現状である。これに対し、「包括的公共圏」へと参入するいわば足場として、よりアクセス可能な「対抗的公共圏」を位置づけることにより、公共圏への参入ハードルを引き下げるとともに、熟議過程での「資源」格差を低減することが可能となるかもしれない。そのためには、「対抗的公共圏」の性格と「包括的公共圏」との関係が明らかにされなければならないが、これについては後述する。

## (五) 「対抗的公共圏」の性格と主体形成の可能性

以上とも関連して、「国民の自己統治」を可能とする二つめの前提条件として、国民各自の主体性の獲得が挙げられなければならない。三の(一)および(二)で見たように、グローバル資本主義下において国民の「意思」表明が主体性を欠いたものだとすれば、それをいくらか集約したところで、「国民の自己統治」にはつながらないからである。

ところが、「資本主義の強制力」によって——公権力のみならず——「非制度的公共圏」までもが包摂されているという、まさに同じ理由のために、いかにしてこうした現況を「反転」させるかという問いに答えるのは、たいへん難しい。本稿ではさしあたり、「対抗的公共圏」の性格と機能を検討することで、考察の糸口をつかみたいと思う。

右に述べたように、本稿は「対抗的公共圏」を「包括的公共圏」参入への〈足場〉にとらえた。これは、「非制度的公共圏」を、意見形成の場としてのみならず、集团的・社会的アイデンティティ形成の場としても位置づける発想に基づいている。<sup>(64)</sup> すでに見た現代資本主義の構造変容と浸透力によって、個々人のアイデンティティは多くの分節に枝分かれしており、あらかじめ自覚された特定の利害に基づく意思主体として存在するわけではない。<sup>(65)</sup> 他方、「公共圏」がさまざまなイニシアティブを包摂するヘゲモニー闘争の場であるとすれば、「集合的意思は、「相異なるグループが各々イニシアティブする解放(Emanzipation)を追求するような」さまざまな個々のイニシアティブを基礎にしてのみ形成される<sup>(66)</sup>」。そうであれば、「経験加工と自己啓蒙の過程……」の中で初めて、行為主体が形成され、その政治目標のイメージと実践的な連関が見いだされ、強化される<sup>(67)</sup>とは考えられないか。そのような「経験加工と自己啓蒙」を通じたアイデンティティ主体形成の足場として「対抗的公共圏」を位置づけるといいうのが、本稿の構想である。

したがって、さしあたり重要なことは、各人が自己に身近な「独自の生活様式・習慣を有する様々の社会集団」の中で、「経験」を共有することである。<sup>(89)</sup> このレベルでは、コミュニケーションの手段は「普遍的」言語である必要はなく、むしろ個々の「対抗的公共圏」に固有の「共通言語」の方がアイデンティティ形成に資するであろうし、場合によっては、「狭義の言語」に限定される必要すらない。<sup>(90)</sup> まずは、「資本主義の強制力」による「利害共有者」の分断・「個人化」に抗して、「社会性」・「共同性」を構築することが肝要なのであって、個人の分節化を前提とするかぎり、各人が複数の「対抗的公共圏」に同時に属することや、ときどきの利害関心に応じて複数の「対抗的公共圏」にフレキシブルに出入りすることは、排除されていないどころか自然なことといえる。

このような「対抗的公共圏」における経験の共有とコミュニケーションが何を生み出しているかについては、ことからの性質上さまざまなケースが想定されるが、「私的」感情の共有に終わる場合もあれば、自己アイデンティティの獲得・共有の仕方次第では、自己の利害や「公共的」価値に関わる諸問題が討議に付され、可視化される可能性もあるだろう。こうしたアイデンティティ形成のありようは、論題や問題状況の性質に応じて多様かつ複雑である。民族的マイノリティ、ジェンダーおよび環境保護のように、利害状況や現代資本主義による抑圧・破壊が比較の見えやすい問題については、「共同意識」が形成され、それが「公共的」発題へと展開していくイメージがつかみやすいかもしれない（とはいえこれとても、以前には「支配的公共圏」において問題化されていなかった論題であり、長年にわたる「対抗的公共圏」形成の成果であるという点を見落としてはならない）。「対抗的公共圏」を足場とする共同意識の形成が、今日「優勢な経済的・政治的世界秩序のもつ破壊的な非合理性への洞察を深めること」、つまりは構造的「矛盾」の認識につながるならば、「包括的公共圏」におけるヘゲモニー構造も変容の可能性がある。



これに対して、——本質的には相対的な差異とはいえ——「資本主義の類い稀な能力」によって隠蔽されている階級構造の意識化は、より複雑な事情をかかえている。ここでは、さしあたりの手がかりとして、ハーバーマスの「公共圏」論が資本主義的階級闘争の理論から切り離されている点を批判するA・ホネットの議論にふれておきたい。ホネットは、被抑圧階級の「不正意識」という概念に注目し、これを、抑圧された集団の「道徳要求が傷つけられたのだ」ということを極めて敏感に感じ取るセンサーの役割」を果たすものととらえる。この「不正意識」は、「かなり強固であるとともに具体的経験に密着して」いるため、当事者に「意識」はされるものの、「脱言語化と個人主義化」という階級の文化支配のメカニズムにより、適切に表現されることを妨げられている、という。しかしながら、言語化されるに至らない底辺労働者の自尊心回復の試みや、インフォーマルな労働現場での闘争（ノルマ未達成や一連の規則違反など）は、明瞭なかたちで言語化・「公共化」されていないとしても、「不正意識」の表れととらえられるべきである。こうした「公共化」を妨げられている「意識」をすくい上げる概念を設定することによって、「社会的に押さえ込まれた規範的闘争」を明るみに出すことが必要であり、そうした「規範的闘争」の中で、抑圧された階級は正義の要求の構造的な制限に気づき、したがって、「歴史の進歩にまだまだ汲み尽くされていないポテンシャルに気づく」というのである。ホネットの問題提起は<sup>(40)</sup>まだ例示的粗描の域を出ず、さらなる理論的精査を要するが、資本主義的抑圧と非抑圧者のアイデンティティ発露との交錯点（せめぎ合いの焦点）に光を当てる視角は、「対抗的公共圏」を足場に集団的アイデンティティを形成し、そこから「包括的公共圏」における論題提起、さらにはヘゲモニー闘争へと展開する筋道を探ろうとする本稿にとって、示唆を与えるものといえよう。<sup>(41)</sup>

それでは、右のような性格と機能をもつべき「対抗的公共圏」は、「包括的公共圏」とどのような関係に立つのであろうか。すでに示唆したように、「対抗的公共圏」でアイデンティティ形成と意見形成が行われることになれば、

集团的利害を背景とした一定のまとまりをもった意見（とその主体）は、ヘゲモニー闘争のために「開かれた包括的公共圏」へと「進出」することになる。ここでは、——言語以外によるコミュニケーションを排除するものではないとしても——コミュニケーション可能な「言説」による熟議が行われ、ある場合には、既存のヘゲモニー構造に容が起り、他の場合には、意見の鍛え直しと「支配的公共圏」への包摂回避のため、「対抗的公共圏」への「撤退」も起こりうる。そうして、鍛え直された意見が再び「包括的公共圏」へと進出し……という絶えざる往復運動を経て、「包括的公共圏」における熟議は活性化し、複層的な「対抗的公共圏」からの入力も豊富であればあるほど、「公論」形成の民主主義度が高まることになる。

以上、「国民の自己統治」を実現するための二つの前提条件について考察した。これらの前提条件の充足度に応じ「強度」にグラデーションをともなった「公論」が形成され、さらに、その「強度」に応じて「制度的民主主義」が統御されるべきことになるが、ここで付言しておきたいのは、「公共圏」における熟議の意味である。筆者は、すでに述べたように、狭義の言語以外のコミュニケーション手段も、有意義なものとして承認する。とりわけ「対抗的公共圏」におけるアイデンティティ形成には、理由づけの説得性よりも「共通感覚」の方が有効である場合も少なくないし、「包括的公共圏」での闘争においても、「言説の資源」における格差、「支配的公共圏」の圧倒的な力、言語以外の表現手段のもつ豊かな表出力、あるいは「緊急避難」のために、言語以外のコミュニケーション手段（ストライキ、ダイ・イン、座り込み等々）に訴えることも十分に考慮されてよい。しかしそれでも、熟議は必要かつ重要であると考ええる。とはいえそれは、ハーバーマスのように「合意」を形成するためではない。では、何のための熟議なのか。

一つは、熟慮のためである。「資本主義の強制力」のため、「支配的公共圏」は大手メディアを通じて「操作」さ

れており、同時に、これに対抗すべき諸アクターの主体性は喪失している。こうした状況下で、メディアに乗って大量伝播される政治的言説に感覚的に反応したのでは、擬似的な「国民の支持」を基盤とした「ポピュリズムの公共圏」が成立することは容易に想像される。<sup>(46)</sup>「反射的賛否」ではなく、熟慮の上の主体的意思表示が可能となるためには、支配的な政治的言説を批判的に吟味する熟議が必要である。

二つめは、主体性の獲得とそれを通じた、より強い「公論」形成のためである。「公共圏」における従属的アクターは、既述の通り、さしあたり「感覚」の共有や「意識」のプリミティブな(いわば反射的)発露によって、アイデンティティの形成・強化または「規範的闘争」の(足場)を確保するとしても、そこから「包括的公共圏」に進み出て、それ相応の理由づけをもった議論を展開しない限り、既存のヘゲモニー構造を变革することはできない。それゆえ、従属的アクターは、「対抗的公共圏」を足場にして自己の意見を鍛え上げ、「包括的公共圏」のヘゲモニー構造を变革するに足る理由づけを携えて熟議の過程に参画しなければならぬ。それは同時に、熟議を通じて「自己変革」プロセスにおいて、何が自分(たち)にとっての interest/Interesse なのかを発見し、自らの主体性を獲得する契機ともなりうるだろう。<sup>(47)</sup>

## 五 政党民主政論の再構築にむけて

当初の構想では、以上の考察に基づいて、政党民主政論の再構築を試みるつもりであったが、すでに紙幅を超過してしまった。ここでは、「非制度的公共圏」を組み込んだ民主政の「複合型モデル」が政党民主政論に与えるインパクトを列記することで、今後の理論的課題の一端を提示しておきたい。

まず第一に、政党の「性格」をどう見るかが明らかにされなければならない。日本では、政党が「公的性格」を有することから、なにかの法的規制や助成(または「責任」)を導き出す立論が少なくないが、本稿が明らかにしたところによれば、政党も「非制度的公共圏」の「アクター」として、「私利私害」をまとった存在であることには変わりがない。しかも政党は、国民の間に分立する諸利害を政治的意思形成へと接続するという、まさに積極的な意味において「部分的性格」を有しているのであって、「私」から「公」への媒介機能においてその存在意義「公共性」を獲得するものの、政党それ自体が、「半ば」ではあれ——「公的に振る舞わなければならない」という意味での——「公的性格」をもつわけではない(国民のより広範な支持を得るために、事実上「公的」振る舞いをすることは、これとはまったく別の問題であって、本質規定と現象形態を混同してはならない)。このこと自体は、森が示した「憲法学の到達点」と一致するが、森の把握する「私Ⅱ部分性」の前提として、階級的利害分裂に照応した政党編成が念頭に置かれていたことは、想像に難くない。本稿の考察は、そうした前提的把握の再検討を迫っているように思われる。国民の間の客観的な利害分裂と「国民主権の発現形態」としての政党制の編成はどのような関係に立つのか。現代資本主義の構造変容と「上部構造」の被規定性／自律性をふまえた上で、政党の存在形態とその性格が再吟味されなければならない。

これとも関わって第二に、本稿での考察によれば、民主政の「複合型モデル」の採用により、政党を通じた「制度的民主主義」および「利害反映民主主義」は相対化されざるをえないこととなる。これにより、政党が政治的意思形成の媒体役を「独占」するとの想定が根拠を失う一方(「政党本位」論の相対化)、政党の組織や機能について多様なあり方を基礎づける可能性が拓かれる。さらには、「非制度的公共圏」における「公論」の、「制度的公共圏」における受容体としての政党の役割も重視されよう。相応の「強度」をもった「公論」が「制度的民主主義」を統

御できるかどうかは、主要には、「制度的民主主義」を実質的に担う政党の感受性にかかっているからである(同時に、「非制度的公共圏」における「公論」形成の活性化が、「国民主権の発現形態」から離反してシステム内で「固化」しがちな政党に対して、感受性を増進させるインパクトを与える可能性も、考慮される)。あるいは逆に、政党の「相対化」は、システム内で「固化」した現実の政党を、「社会的権力」として国民との対抗(緊張)関係のうちに定位する近時の理論動向に裨さすかもしれない。総じて、民主政において政党が果たすべき役割が、他のアン・シエーションとの関係もふまえた上で、再検討されなければならない。

以上の二点から第三に、いくつかの具体的帰結が導かれる。たとえば、「政党本位」の選挙制度として日本でも部分的に採用されている比例代表選挙の評価が問題となりうる。「国民の自己統治」を実現するために、国民の意思分布を限りなく正確にひとまずは国会に反映させようという本稿の立場からすれば、比例代表選挙は、それにふさわしい制度として評価しうる。とはいえ、それは、民意が政党の支持率の分布図として計量できるという前提が存在する場合のことである。本稿の考察から、政党の民意形成と媒介の役割が相対化されるとすれば、少なくとも政党以外のアクター(主には無所属候補)を排除することは、——「私権」としての被選挙権保障との関わりのみならず——民主政の十全な実現という視角からも問題となりうるだろう。この観点を延長すれば、今日の日本のように、国民の利害・意思の反映という機能を(ほぼ)担っていない政党の離合集散状態ないし溶解現象を前にして、そもそも比例代表制(政党助成制度も同様)を採用する前提があるのかと問うことが可能となる。

ほかにも、政党の「相対化」は、直接民主主義的制度の評価を積極的なものにする可能性をもつだろうし、政党組織のあり方、とりわけ「党議拘束」と「党内民主主義」の意味づけに影響を及ぼすことが想定される。とはいえ、これら諸問題の検討は、すべて今後の課題とするほかはない。

注

- (1) 従来憲法学が「公共性」を国家権力の特性ととらえてきたことには、それ相応の理由があり、隣接諸科学で「非国家的公共」が脚光を浴びているからといって、直ちに「憲法学でも同様に」ということにはならない。これにつき、毛利透「自由な世論形成と民主主義——公共圏における理性」全国憲法研究会編『憲法問題』一五号(二〇〇四年)一七一—一九頁、参照。Also see Tomu Mori, "Freedom in the Public Sphere and Democracy — What Ties Them Together?", in *Kyoto Journal of Law and Politics*, Nov. 2005, vol. 2 (1), pp. 55-58.
- (2) 「非国家的公共」への注目の背景事情について、拙稿「『市民的公共圏』と憲法学・序説」法律時報七三卷一号(二〇〇一年)六二頁以下、同「『公共性』の変容と『政党民主主義』」公法研究六四号(二〇〇二年)二二七頁以下、齋藤純一「『公共性』」(岩波書店、二〇〇〇年)一頁以下などを参照。
- (3) 右崎正博「現代メディアと公共圏・公共性」法の科学二八号(一九九九年)五二頁以下、拙稿・前掲「『市民的公共圏』と憲法学・序説」、森英樹編『市民的公共圏形成の可能性——比較憲法的研究をふまえて』(日本評論社、二〇〇三年)所収の諸論稿、愛敬浩二「立憲主義における市民と公共圏」全国憲法研究会編『憲法問題』一四号(二〇〇三年)九二頁以下、毛利透・前掲などを参照。
- (4) 森「憲法学と公共性論」室井力ほか編『現代国家の公共性分析』(日本評論社、一九九〇年)三二〇頁以下、同「憲法における公共性」法律時報六三卷一一号(一九九一年)一二頁以下、同「『憲法と公共性』再論」法律時報七二卷一号(二〇〇〇年)一三七頁以下など。
- (5) 森「日本国憲法と政党」法律時報六二卷六号(一九九〇年)五〇頁以下、同「政党法と政党国庫補助」同『憲法検証』(花伝社、一九九〇年)一五五頁以下、同「政党への公的助成」法律時報六四卷二号(一九九二年)六〇頁以下、同「憲法と政党」小林孝輔編集代表『ドイツ公法の理論』(一粒社、一九九二年)二五四頁以下、同「現代の憲法と政党」同編著『政党国庫補助の

- 比較憲法的総合的研究」(柏書房、一九九四年)四三頁以下、同「政党の自由と政党への法的規律」法学教室一六三号(一九九四年)三〇頁以下、同「憲法と政党」再論」法律時報七〇巻九号(一九九八年)八六頁以下、ほか。
- (6) 森「憲法と公共・公共性・公共圏」同編・前掲書『市民的公共圏形成の可能性』二頁以下など。
- (7) ここでは扱えないが、「グローバル化と憲法」や「安心・安全と憲法」といった現在的重要論題をいち早く取り上げ、学会テーマを嚮導してきたのも、森教授の功績である(学会関連誌だけでも以下のものがある。その他は、本号巻末「業績一覧」を参照)。森「自由・安全・自治」で読み解く憲法構造の転換と国際的文脈」全国憲法研究会編『憲法問題』一二号(二〇〇一年)六五頁以下、同「国家の『ゆらぎ』と憲法」公法研究六四号(二〇〇二年)一頁以下、同「改憲論と『グローバル化』」全国憲法研究会編『憲法改正問題』(日本評論社、二〇〇五年)三三頁以下など。
- (8) 筆者は、名古屋大学法学部進学以来長年にわたって、森教授の御指導を受け、曲がりなりにも研究者として身を立てることができている。その学恩に報いるにはあまりにも拙い作品ではあるが、名古屋大学御退職に当たって、本稿を森教授に謹呈させていただきたい。本来であれば、注(4)～(6)に掲げた森教授の膨大な著作について、それぞれ詳細な吟味が要請されるところであるが、筆者の現在の力量では、その問題意識を受け継ぎつつ拙い試論を展開するといった体にならざるをえないことをあらかじめお断りしておく。なお、以下では、敬称・肩書きを略させていただく。
- (9) たとえば、森・前掲「日本国憲法と政党」五三―五四頁。
- (10) 森・前掲「憲法と政党」再論」八九頁。
- (11) この表現自体は、一九八三年に公表された自民党「政党法要綱」(いわゆる吉村試案)で用いられたものであるが、憲法学においても、たとえば小林直樹は、「公・私の領域にまたがる政党の双面性」というとらえ方をしている。小林「政党の法的規制」ジュリスト増刊総合特集『日本の政党』(一九八四年)一四九頁(のちに同『憲法政策論』日本評論社・一九九一年に所収。該当箇所は、同書三〇六頁)。

- (12) (西) ドイツの「政党的憲法上の地位」論の影響を受けて、政党を(国家でも私的領域でもない)「公共」の領域に位置づける憲法学説は、日本にも存在した(たとえば、小林・前掲「政党的法的規制」一四九頁、同・前掲書三〇七頁、阿部照哉「政党」編集委員・星野英一ほか『岩波講座 基本法学 2 団体』岩波書店・一九八三年・一七七頁など)。しかしそれらは、政党の性格づけと「公共領域」の位置づけの両面で、森の議論とは大きく異なっている。すなわち、従来の議論は、政党を特殊な性格をもつものとして「公共領域」に位置づけるものであったが、森は、他の結社のもつ性格との共通性に注目して一般的な「公共圏」を指定するパースペクティブを示した(政党の性格づけについては、本文の叙述も参照)。
- (13) 加藤一彦「憲法・政党法・政党」白鳥令・砂田一郎編『現代政党の理論』(東海大学出版会、一九九六年)八頁。
- (14) たとえば、森の政党論を「憲法学の到達点」と評した加藤一彦は、政党の「公的性格」論について、「分類論に終わりがけない」と批判している(加藤・同前八頁)。加藤の森批判を肯定的に引用する文献として、吉田栄司「政党」編集代表・高橋和之ほか『岩波講座 現代の法 3 政治過程と法』(岩波書店、一九九七年)二七三頁も参照。
- (15) 森英樹「現代日本の立法機関とその作用」編集委員・天野和夫ほか『マルクス主義法学講座⑥ 現代日本法分析』(日本評論社、一九七六年)七九頁以下。
- (16) 同前書・八二頁。
- (17) 同前書・一一〇頁(傍点引用者)。
- (18) 同前書・一〇九―一一〇頁。
- (19) 森・前掲「憲法学と公共性論」三一―四頁。
- (20) 引用部分は、森・前掲「現代日本の立法機関とその作用」一一〇頁より。
- (21) 院外(の立法運動)と院内(の審議過程)の「連結」という視点は、立法過程を分析する際にも貫かれている。たとえば、『今日の立法過程』法学セミナー増刊『現代議会政治』(日本評論社、一九七七年)一一〇頁以下(長谷川正安と共著)を参照。



- (22) これらの諸点は、森の論題を当初担当する予定だった故・影山日出彌の方法を継承したものと見てよい。影山の方法については、さしあたり拙稿「影山日出彌『憲法の原理と国家の論理』」長谷部恭男編『憲法本41』(平凡社、二〇〇一年)一三二頁以下を参照。
- (23) 森・前掲「日本国憲法と政党」五三―五四頁(同様に、森・前掲書『憲法検証』二二六―二三〇頁)、参照。政党の存在意義を、国民意思と国家意思とを「連結」(または媒介)する点に見ること自体は、森に限らず一般的といつてよいが、森の場合は、国民の間に存在する非・和解的・対抗を前提としつつ、「そうした集団的抗争の政治過程における具体的担い手」として政党をとらえているところが重要である。だからこそ、その意味での政党の「私性」(森・前掲「政党の自由と政党への法的規律」三二―三三頁は、「部分性」ないし「社会性」と表現している)を不可欠のものと思なすとともに、「憲法体制を峻拒し変革せんとする反体制政党」の「公的」性格までをも視野に収めた立論となっている。
- (24) 森自身、のちに七六年論文を回顧して、「当時の日本における『民主的変革』を意識した立論となっている」と自己評価している。森・前掲「憲法学と公共性」(一九九〇年)三一〇頁、参照。
- (25) 同前・三二三頁(傍点引用者)。
- (26) シンポジウム「現代国家における公共性」における報告(法律時報六三卷一一号・一九九一年・五九頁)。
- (27) 森・前掲「憲法における公共性」(一九九一年)一五頁( )内は引用者による補足(以下同様)。
- (28) その他、「選挙・政党を国民主権と主権の権利から構想するなら、選挙の憲法原則を下支えする国民の政治的自由と、それを發揮しうる政治文化とも言うべき政治的公共空間を構築するヴィジョンのどこから始めなければならない」と指摘する、森「選挙・政党と国会」法律時報七二卷二号(二〇〇〇年)三〇頁も参照。
- (29) 本稿は、これと同じ問題意識に立ち、憲法学の民主主義論を批判的に分析しつつ試論を展開した拙稿「民主主義の展望——taking democracy seriously」全国憲法研究会編『続・憲法改正問題』(日本評論社、二〇〇六年)五六頁以下のいわば「姉妹編」

である。右拙稿の参照も乞いたい。

(30) 本稿は、拙稿・前掲「『市民的公共圏』と憲法学・序説」および拙稿「現代資本主義と『市民的公共圏』——ハーバースミ理論の再検討」森編・前掲書『市民的公共圏形成の可能性』一〇三頁以下の不十分な点を補う「再論」の意味ももっている。

(31) いずれも、森・前掲「現代日本の立法機関とその作用」一一頁における言い回しである。

(32) いわゆる「政治改革」による制度変更の影響が大き。本文のような問題意識をもつ森が、「政治改革」の非民主性（統治からの国民の *Entfremdung*）を見逃すはずはなかった。数多い論稿の中でも、とくに「検証・論理なき『政治改革』」（大月書店、一九九三年）および「『政治改革』と憲法」法律時報六六卷六号（一九九四年）二六頁以下を参照。前者は、「政治改革」を「国民主権と民主主義から日本の『政治』を遠ざける、あるいは切斷・隔絶するもの」（一五〇頁）ととらえている。

(33) 本稿では、紙幅と能力の制約のため、日本の固有性にまでは、ほとんど筆が及ばない。その一端について、さしあたり、後藤道夫「収縮する日本型（大衆社会）——経済グローバルイズムと国民の分裂」（旬報社、二〇〇一年）、渡辺治編『変貌する（企業社会）日本』（日本評論社、二〇〇四年）、参照。

(34) コーディネーター・今田高俊「発展協議」佐々木毅・金泰昌編『公共哲学』日本における公と私（東京大学出版会、二〇〇二年）における今田の発言（二二四—二二五頁）を参照。

(35) Jürgen Habermas, *Theorie des kommunikativen Handelns*, Bd. 2: *Zur Kritik der funktionalistischen Vernunft* [1981, 4. Aufl. 1987], Frankfurt am Main 1995, S. 576. 河上倫逸ほか訳『コミュニケイション的行為の理論（下）』（未來社、一九八七年）四二二頁（傍点は原文イタリック）。なお本稿では、邦訳書の頁数をも掲げるが、訳語は適宜変更していることをお断りしておく。

(36) Ellen Meiksins Wood, *Democracy against Capitalism*, Cambridge University Press 1995, p. 282. 石堂清倫監訳／森川辰文訳『民主主義対資本主義』（論創社、一九九九年）三八九頁。

(37) ヨアヒム・ヒルシュ／木原滋哉・中村健吾共訳『国民的競争国家——グローバル時代の国家とオルタナティブ』（ミネル

- ヴァ書房、一九九八年) 一五二—一五二頁。
- (38) 同前書一六一頁、一六九—一七二頁、参照。
- (39) 同前書一四七—一四八頁、一五〇頁、参照。
- (40) See John Ehrenberg, *Civil Society: The Critical History of an Idea*, New York University Press 1999, pp. 208-224. 吉田傑俊監訳『市民社会論——歴史的・批判的考察』(青木書店、二〇〇一年)二八七頁以下、参照。
- (41) E. M. Wood, *op. cit.*, p. 261. 邦訳・前掲書三六二頁。
- (42) そうした事情について、J・ヒルシュは、「制度的政治は、……多国籍資本の要求に見合った世界市場志向の経済的・社会的構造調整という原理によって、いつそう露骨に規定されている。この構造調整と明白な社会的要求や利害との間の裂け目が大きくなればなるほど、メディアによる演出は、政治的公共圏の内容をますます決定する」し、「政治がメディア化され、それとともに政党が商業的メディア装置の権力構造とメカニズムに従属すればするほど、攻撃的ポピュリズムへの傾向がますます顕著になる」と指摘している。Joachim Hirsch, *Herrschaft, Hegemonie und politische Alternativen*, Hamburg 2002, S. 171 (旧版の邦訳、ヒルシュ・前掲書の一七八頁に該当箇所と同様の記述がある)。この分析は、昨今の日本の状況に照らしてみても説得的である。
- (43) 民意反映の制度的歪みについては別途批判的吟味が必要だが、ここでは扱えない。さしあたり、森・前掲書『検証・論理なき「政治改革」』を参照。
- (44) 日本の現実政治における典型的な例として、憲法改正やイラクへの自衛隊派遣に対する賛否の比率が、国会の内(国会議員)と外(国民)で大きく異なっていることが挙げられる。
- (45) 厳密には、民意反映のイメージは、制度的場面に限っても、「国民代表」の「独立性」、政党・会派との関係なども絡んで、より立体的に叙述される必要がある。さしあたり、拙著『現代政党国家の危機と再生——ドイツにおける「政治の国庫負担」の憲法論を手がかりに』(日本評論社、一九九六年)一七四頁以下、参照。

(46) 民主政の「二元型モデル」、「三元型モデル」および「複合型モデル」について、さしあたり、拙稿・前掲「「公共性」の変容と『政党民主主義』」二一八―二二一頁、参照。

(47) 森の「市民的公共圏」への注目は、このレベルでの「民意」反映の十全化にとどまっている疑いがある。森の場合、これについて十分に展開していないので断言することはできないが、なおも、「市民的公共圏」における民意形成と「制度的民主主義」との関係が「二元型」的な「直結」イメージであるように感じられる。このことは、ハーバーマスの議論を「……公共的討論ネットワーク」によるいわば「公権力の再獲得」をオルターナティブとして説……くもの」（傍点引用者）と「理解」するところに表れている（森・前掲「憲法と公共・公共性・公共圏」六頁）。ハーバーマスの場合は、後述するように（四（一））、システムと生活世界の二元論に基づき、システム内の国家意思形成と「公共圏」における「公論」形成とが対抗的にとらえられており、後者は前者に影響を及ぼすのみで「政治的権力の獲得」は、自覚的に排除されている。森のような「公共圏」と「制度的民主主義」とのいわば「順接」的把握よりも、毛利透の「逆接続」的理解（毛利・前掲二七頁）の方が、少なくともハーバーマス理論の理解としては正確であるように思われる。「公共圏」と「制度的民主主義」の関係を明確にするためには、本稿三（一）で試みたような「連結」不全の要因分析が不可欠であろう。

(48) 選挙時以外の（恒常的）民意反映の必要性という、一見「普遍的」に見える問題も、実質的には、国民の利害が「まとまり」として括れなくなつたという背景事情に起因するものであり、資本主義の構造変容と無関係ではない。選挙後に新たな争点が浮上することは一般的であつても、政党民主政を通じた利害統合が可能であれば、新争点への意見分布も、選挙時の意思表明をベースとして、相対的に一定の「まとまり」をもつことが想定されうるからである。

(49) 文献一覧として、拙稿・前掲「現代資本主義国家と『市民的公共圏』」一四頁注(6)、参照。さらに主なものとして、金泰昌ほか編『公共哲学』全二〇巻（二〇〇一年―二〇〇六年）、山口定ほか編『新しい公共性——そのフロンティア』（有斐閣、二〇〇三年）、山口『市民社会論——歴史の遺産と新展開』（有斐閣、二〇〇四年）、山口ほか編著『現代国家と市民社会』——二一世

- 紀の公共性を求めて』(ミネルヴァ書房、二〇〇五年)、吉田傑俊『市民社会論——その理論と歴史』(大月書店、二〇〇五年)、星野智編著『公共空間とテモクラシー』(中央大学出版社、二〇〇四年)、川村暁雄『グローバル民主主義の地平——アイデンティティと公共圏のポリティクス』(法律文化社、二〇〇五年)、斎藤日出治『帝国を超えて——グローバル市民社会論序説』(大村書店、二〇〇五年)、伊藤述史『市民社会とグローバルリゼーション——国家論へむけて』(御茶の水書房、二〇〇六年)、『地球市民社会の研究』プロジェクト編『地球市民社会の研究』(中央大学出版社、二〇〇六年)などがある。日本における議論状況の概観として、山口・前掲書『市民社会論』一頁以下、二五九頁以下、参照。
- (50) 同旨、斎藤純一『現代日本における公共性の言説をめぐって』佐々木毅・金泰昌編『公共哲学3 日本における公と私』(東京大学出版会、二〇〇二年)一〇二頁。その多くは、ハーバーマスのZivilgesellschaft論(後述四(一))を下敷きとしているが、日本の議論は、必ずしもハーバーマスの問題意識を正確にとらえているとはいえない(拙稿・前掲『現代資本主義国家と『市民的公共圏』』一〇九頁、参照)。
- (51) Joachim Hirsch u. a., Politik, Institutionen und Staat, Hamburg 1994, S. 224. 同様に、N・フレイザーも、「公式の公共圏」を、「支配の新たなヘゲモニー様式を定義づける合意構築のための主要な制度的場」と位置づける。Nancy Fraser, "Rethinking the Public Sphere: A Contribution to the Critique of Actually Existing Democracy," in Craig Calhoun, ed., *Habermas and Public Sphere*, MIT Press 1992, p. 117. 山本啓・新田滋訳『ハーバマスと公共圏』(未來社、一九九九年)一一八―一二九頁。
- (52) J. Ehrenberg, *op. cit.*, p. 248. 邦訳・前掲書三三六頁。
- (53) E. M. Wood, *op. cit.*, p. 256. 邦訳・前掲書三五五頁。
- (54) J. Hirsch, Herrschaft, Hegemonie und politische Alternativen, S. 61 (初版邦訳・前掲書五七頁). Ebenso auch Joachim Hirsch, Vom Si-cherheitsstaat zum nationalen Wettbewerbsstaat, Berlin 1998, S. 125.
- (55) A・グラムシの「市民社会 (società civile)」概念について、「支配と服従・指導と同意をめぐる……複合的ヘゲモニー関係の

場、諸社会集団のヘゲモニー闘争の場であると同時に、政治社会の「市民社会への」「再吸収」の諸力形成の場、将来の自己規律的・自己統制的社会の諸契機の発芽の場でもある」(傍点引用者)と指摘する、松田博「グラムシ研究の新展開——グラムシ像刷新のために」(御茶の水書房、二〇〇三年)一八七頁、参照。

(59) ハーバーマスの民主政論を、筆者は「二元型」と位置づけた。拙稿・前掲「公共性」の変容と『政党民主主義』(二一九頁、参照。「二元型」に対比される「複合型」の含意は、ハーバーマスにあつては、「制度的公共圏」がシステムとして「自律的に扱われるところ」(四)で後述の「自己限定」論)、拙論の場合は、「非制度的公共圏」における主体形成を起点に、「制度的公共圏」の民主的構造変革をも視野に収めている点にある(後掲載注<sup>94</sup>)も参照。

(60) 筆者の整理として、拙稿・前掲「現代資本主義国家と『市民的公共圏』」一〇六頁以下、参照。ハーバーマスの「方向転換」についての簡潔な紹介として、齋藤・前掲書「公共性」三〇頁以下、日暮雅夫「対抗的公共圏の形成のために——ハーバーマスとその後」唯物論研究協会編(唯物論研究年誌第五号)『新たな公共性を求めて』(青木書店、二〇〇〇年)九三頁以下、ハーバーマス理論の変遷を「四つの階梯から成る系譜」としてとらえる、花田達朗「メディアと公共圏のポリティクス」(東京大学出版会、一九九九年)八頁以下などを参照。

(61) Jürgen Habermas, Strukturwandel der Öffentlichkeit: Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft, Mit einem Vorwort zur Neuauflage 1990, Frankfurt am Main 1990, S. 35 f. 細谷貞雄・山田政行訳『「第二版」公共性の構造転換』(未來社、一九九四年)xxvii頁。

(62) Jürgen Habermas, Faktizität und Geltung: Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats [1992, erweitert, Aufl. 1994], Frankfurt am Main 1998, S. 435 f. 河上倫逸・耳野健二訳『事実性と妥当性「下」』(未來社、二〇〇三年)八九―九〇頁(傍点原文イタリック)。

(63) Ebenda, S. 443, 邦訳・同前書九七頁。

- (61) Ebenda, S. 451. 邦訳・同前書一〇五頁。
- (62) Ebenda, S. 438. 邦訳・同前書九二頁。
- (63) Ebenda, S. 437 f. 邦訳・同前書九二―九三頁(引用箇所の特記部分は原文イタリック)。
- (64) Ebenda, S. 449 f. 邦訳・同前書一〇二―一〇三頁(傍点引用者)。
- (65) ハーバーマスの公共圏論に対する批判については、阿部潔「公共圏とコミュニケーション」(ミネルヴァ書房、一九九八年)一七〇頁以下に詳しい。その他、日暮・前掲一〇四頁以下などを参照。
- (66) J. Ehrenberg, *op. cit.*, p. 224. 邦訳・前掲書三〇五―三〇六頁。同様に、「市民社会は(ハーバーマスが考える)そのような理想的な言説の展開の場ではなく、様々な不均衡や非対称性に満ちた場です」と指摘する、B・ジェソップの発言も参照。「第一セッション討論」(立命館大学産業社会学部国際研究交流シンポジウム「産業社会の変容と市民社会の再生」立命館産業社会学集三二巻四号(一九九七年)五九頁。
- (67) J. Habermas, *Faktizität und Geltung*, S. 678. 邦訳・前掲書三二四頁(傍点原文イタリック)。
- (68) 「何が共通の関心事とみなされるかは、まさに討議のせめぎ合いを通じて決定される」のであって、「どのような話題であれ、そうした論争に先立って排除されるべきではない」と述べる、N. Fraser, *op. cit.*, p. 129. 邦訳・前掲書一四七頁、参照。また、斎藤純一は、「公共的な理由づけ」を批判し、「公共的な理由づけ」というときの「公共」とは何か、「メタ・コミュニケーション」に開かれている必要がある」と指摘する(佐々木・金編・前掲書「日本における公と私」一七二―一七七頁での発言)。
- (69) 「言説の資源(discursive resources)」における格差を指摘する、斎藤・前掲「現代日本における公共性の言説をめぐって」二〇三頁、参照。
- (70) N. Fraser, *op. cit.*, pp. 122-123. 邦訳・前掲書一三七頁。

- (71) ハーバーマースは、「理想的発話状況」の非現実性・不可能性を百も承知の上で、その規範的潜勢力を汲み取ろうとしているのだと解釈することもできようが（参照、宮台真司・北田暁大「限界の思考」双風舎・二〇〇五年・五八頁以下）、そうであれば、そのイデオロギー性を絶えず点検できるような組み立てになっているかどうかが問われることになろう。
- (72) ハーバーマースの「Zivilgesellschaft」的転回」の契機となった、「東欧革命」における「独裁」に抗しての「民主化」も同様である。Vgl. dazu J. Habermas, *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, S. 47. 邦訳・前掲書 xxxix—XL 頁、参照。
- (73) 阿部・前掲書二二七頁。「公共圏」の性格づけについて、A・ケラムシンの「ヘゲモニー」概念を示唆する Geoff Eley, "Nations, Publics, and Political Cultures," in C. Calhoun, ed., *op. cit.*, p. 321 および前掲注(5)も参照。
- (74) J. Habermas, *Faktizität und Geltung*, S. 439 f. 邦訳・前掲書九四頁。
- (75) Ebenda, S. 447. 邦訳・同前書一〇〇頁（原文は「納得」がイタリック）。
- (76) Ebenda, S. 440. 邦訳・同前書九四頁。
- (77) G. Eley, *op. cit.*, p. 306. 杉原泰雄の「人民主権」論が想起されてよい。
- (78) *Ibid.*
- (79) 三島憲一「公共圏の難しさ——マルクスから西部まで」現代思想三〇巻六号（二〇〇二年）五一頁。同様に、同「ドイツにおける公共性の三度の構造転換」佐々木毅・金泰昌編「公共哲学 4 欧米における公と私」（東京大学出版会、二〇〇二年）六〇—六一頁も参照。
- (80) 齋藤・前掲書「公共性」三一頁。その他、「公共圏」を「多元的かつ競争的な社会空間において、ヘゲモニーをめぐる闘争過程としてのコミュニケーションが行われる場」ととらえる、阿部潔「高度情報化社会としての日本における公と私」佐々木・金編・前掲書「日本における公と私」一九五頁など、参照。
- (81) N. Fraser, *op. cit.*, p. 116. 邦訳・前掲書二二七—二二八頁。



- (82) *Ibid.*, p. 123. 同前・邦訳書一三八頁(原文はイタリット)。
- (83) Martin Geiger, Die Entmaterialisierung der Öffentlichkeit, in: Lemart Laberezn (Hrsg.), *Schöne neue Öffentlichkeit: Beiträge zu Jürgen Habermas' »Strukturwandel der Öffentlichkeit«*, Hamburg 2003, S. 64 f. (傍点原文イタリット)。その他「ブルジョア公共圏 (bourgeois public sphere)」や「民衆的公共圏 (plebeian public sphere)」の競合関係を指摘する G. Eley, *op. cit.*, pp. 303-6。「プロレタリア公共圏」について論じた Oskar Negt u. Alexander Kluge, *Öffentlichkeit und Erfahrung: Zur Organisationsanalyse von bürgerlicher und proletarischer Öffentlichkeit* [1972] 6. Aufl., Frankfurt am Main 1978。「労働の対抗的公共圏」について考察する「スタンレー・アーノウィッツ」佐久間敦子訳「対抗的公共圏としての労働組合」現代思想三〇巻六号(二〇〇二年)一四八頁以下なども参照。
- (84) ハーバースマスの変化につき、フレイザーの影響を指摘するものとして、日暮・前掲九九頁。
- (85) 参照、花田・前掲書一一頁以下。
- (86) Z. B. J. Habermas, *Faktizität und Geltung*, S. 448. 邦訳・前掲書一〇一頁。
- (87) 日暮・前掲一〇五頁。
- (88) 筆者の民主政理解について、拙稿・前掲「民主主義の展望」も参照。
- (89) 「公共圏」ないし「公共性」という語がもつ「開かれている」という性格は、多くの論者が指摘している(たとえば、齋藤・前掲書「公共性」五頁以下)。「Öffentlichkeit」というドイツ語が「開かれている状態」という意味を含む点について、vgl. Rudolf Smend, *Zum Problem des Öffentlichen und der Öffentlichkeit* [1955], in: ders., *Staatliche Abhandlungen und andere Aufsätze*, 2. Aufl., Berlin 1968, S. 462 ff.
- (90) もとより、「住居への侵入」や公務員の「中立性」確保等々の理由を持ち出して、実質的に一定傾向の言論のみが排除されることがときには(表現の自由のみならず)民主政論の視角からしても許されることではない。
- (91) N. Fraser, *op. cit.*, p. 121. 邦訳・前掲書一三五頁。

(92) それゆえ政治資金規制は、経済的格差が民主政過程に与えるマイナスの影響力を排除しようとするものであって、私利私害の反映そのものへの否定的評価から基礎づけられるものではない。したがって、一方では、政治資金提供の全面禁止は許容されえず（提供主体による区別は別論）、他方、個人献金であっても、その多寡に応じて制約されるべきこととなる。政党への国庫補助については、拙著・前掲書（とりわけ第一章）を参照。

(93) その他、教育も熟議のための基本的な条件であり、民主政実現のために教育の実質的機會均等が保障されなければならぬ。また、熟議のためには、当該論題について関心をもち、熟考する「時間」も必要である。労働時間規制の実質化が求められよう（労働者階級の公共圏の消失の基礎）の一つとして、「有給労働時間以外に使える時間の減少」を指摘する、アーノウィッツ・前掲一五七頁、参照。

(94) 「公共圏は、討議を通じた意見形成の舞台であるのみならず、それに加えて、社会的アイデンティティを形成し上演するための舞台でもある」と述べるN. Fraser, *op. cit.*, p. 125. 邦訳・前掲書一四一頁、参照。同様に、「『ヘゲモニー』の獲得の進展と政治的階級形成は、一体となつて進む」と指摘する、後藤・前掲書一九二頁、前掲注(95)も参照。ハーバーマスも近時、公共圏における集合的アイデンティティの再定義について言及するようになったが、それは、公共圏の維持・再生産のための「防禦的」なものとして位置づけられている（J. Habermas, *Faktizität und Geltung*, S. 47f. 邦訳・前掲書一〇一—一〇二頁）。筆者の意図は、「制度的公共圏」をも含めたトータルな民主的変革のための「足場」として「対抗的公共圏」を位置づけることにあり、アイデンティティ形成の場という性格づけも、変革主体形成の視角からであつて、システムの自律性と「市民社会」の自己限定を説くハーバーマスとは決定的に異なつてゐる。筆者は、ハーバーマスに対する中村健吾の次のような批判に全面的に賛同する。「立法府による政治的意思決定を誘導することすら躊躇しない行政権力の肥大化と、基本的には利潤追求を第一原理とせざるをえないがゆえに他の規範的価値基準をしばしば犠牲にする資本制市場経済の地球規模の拡張とに対し、新たな政治的意思形成回路の創設を通じて民主的に根本的な規制を加えずして、一体どうして『解放された生活形態』が形成されるのであろうか」。中村

「現代ドイツの『市民社会』論争——ハバーマス、グラムシ、ヒルシュ」大阪市立大学経済学雑誌九七卷一号(一九九六年)二五頁。

(95) 参照、ヨアヒム・ヒルシュ/木原滋哉・中村健吾共訳「資本主義にオルタナティブはないのか?——レギュラシオン理論と批判的社会理論」(シネルヴァ書房、一九九七年)七二頁。

(96) Alex Demirović, Demokratie und Herrschaft: Aspekte kritischer Gesellschaftstheorie, Münster 1997, S. 151. 仲正昌樹・中村隆一・古賀暹訳「民主主義と支配」(御茶の水書房、二〇〇〇年)一三四—一三五頁。

(97) J・ヒルシュ・前掲書「資本主義にオルタナティブはないのか?」二二五頁。

(98) 参照、仲正昌樹「訳者解説」仲正ほか訳・前掲書三五七頁。

(99) 同様に、身近な場所での「社会性」・「共同性」の「経験」共有から公共圏創造を展望するものとして、二宮厚美・金子勝「座談会 セーフティネットと公共性」唯物論研究協会編・前掲書四七頁(二宮発言)、齋藤・前掲書「公共性」一五頁以下、九五—九七頁、アーノウィッツ・前掲一五四頁などを参照。なお、本文叙述の「公共圏」とは性格を異にする「ネット公共圏」の潜勢力については、別途検討が必要である。Vgl. dazu Klaus Plake u. a., Öffentlichkeit und Gegenöffentlichkeit im Internet: Politische Potenziale der Medienentwicklung, Wiesbaden 2001.

(100) 参照、毛利嘉孝「ヴァーチャリティ——オルタナティブな公共圏をつくりだす」現代思想三〇巻六号(二〇〇二年)二〇五—二〇六頁。なお、毛利は、「複数の空間でなされる議論を調整し、統合するような唯一無比の公共圏『The Public Sphere』はもはや存在していない」(二〇五頁)と述べているが、「公論」形成による「制度的民主主義」の統御を展望するかぎり、「対抗的公共圏」からの意見発信が闘争する場としての「包括的公共圏」を想定することは必要だろう。この点に関わって、森が「『公共の争奪戦』を行う『場』としての公共圏は普遍的・包括的な空間である方が好ましいと考えている」と評価する、愛敬浩二の指摘は重要である(愛敬・前掲一〇〇頁)。森の「公共圏」把握は、もしかすると筆者のそれと比べて、より「一元的」かもしれ

ない。「対抗的公共圏」の性格と位置づけ（それが想定されているとして）が明らかにされる必要があろう。

- (10) J・ヒルシュ・前掲書『国民的競争国家』二四三頁。同書の新版でヒルシュは、「反グローバル化」を主張する国際的ネットワーク「アタック(Attac)」などを取り上げて、グローバル化の下でのヘゲモニー闘争と民主主義のゆくえを論じている。Hirsch, Herrschaft, Hegemonie und politische Alternativen, S. 190 ff. 「グローバル公共圏」の構造と可能性については、別途検討が必要である。

- (11) Axel Honneth, Das Andere der Gerechtigkeit: Aufsätze zur praktische Philosophie, Frankfurt am Main 2000, S. 113 ff. 加藤泰史・日暮雅夫ほか訳『正義の他者——実践的哲学論集』（法政大学出版局、二〇〇五年）二二四頁以下（ホネットの議論につき簡便には、日暮・前掲一〇七頁以下を参照）。

- (12) その他、「プロレタリア的公共圏の形成」における重要な要素として、「『労働者階級』のコミュニケーションの自律的な構造」の構築を指摘する、アーノウィッツ・前掲一五三頁以下、「労働と公共圏との関係の理論化」に取り組む、小池直人「労働の疎生と公共圏——アーレントの〈活動的生活〉論によせて」唯物論研究協会編・前掲書一六頁以下なども参照。

- (13) 「撤退と再組織化」および「包括的公共圏」に向けての「拠点と訓練場」という「対抗的公共圏」の「二重の性格」を指摘する N. Fraser, *op. cit.*, p. 124. 邦訳・前掲書一四〇頁、参照。

- (14) 「非制度的公共圏」の「公論」による「制度的民主主義」統御のメカニズムについては、別途検討が必要である。

- (15) 前掲注(4)、参照。

- (16) 参照、後藤・前掲書二九四頁以下。

- (17) 以上の考察は、現代資本主義国家を想定したいわば「一般理論」であり、個々の国の「公共圏」分析に際しては、各国に固有の事情、とりわけ「資本主義の強制力」の浸透度とこれに対する抵抗力の強さに着目して、具体的に検討されなければならない。

- (18) さしあたり、拙著・前掲書、とりわけ七七一七八頁、一一三一一六頁、参照。

(10) たとえば、西原博史「政党国家と脱政党化」法律時報六八巻六号(一九九六年)一六一頁、林知更「政治過程の統合と自由

— 政党への公的資金助成に關する憲法学的考察(二) — 国家学会雑誌一一五巻五・六号(二〇〇二年)四五七頁など、参照。

(11) ハーバーマスの理論を援用しながら、直接民主主義的制度を基礎づけようとするものとして、vgl. Martin Scheyll, Politische Öffentlichkeit und deliberative Demokratie nach Habermas: Institutionelle Gestaltung durch direktdemokratische Beteiligungsformen?, Baden -Baden 2000. ただし、ハーバーマスの言う「市民社会」の「自己限定」論に立てば、「公衆(Öffentlichkeit)」が自ら決定する直接民主主義的制度の積極的評価には結びつかないと思われる。いずれにせよ、「公共圏」における「公論」形成と「制度的民主主義」との関係を考える上で、検討されるべき論点である。